

出産費及び家族出産費の支給額について

令和5年4月1日以降の出産について

出産費及び家族出産費の支給額が『50万円』に引上げとなります。

※産科医療保障制度対象外の場合『48万8千円』

令和5年3月31日以前の出産について

出産費及び家族出産費の支給額『42万円』

※産科医療保障制度対象外の場合『40万8千円』

改正内容

出産費及び家族出産費	改正後	現行
支給額 ①	48万8千円	40万8千円
省令で定める加算額 ②※	1万2千円	1万2千円
総支給額 ①+②	50万円	42万円

※ 産科医療補償制度の対象外の場合は、加算されない。